

**令和 8 年度
新潟市制度融資 要綱類集**

令和 8 年 4 月 1 日改定

新潟市経済部商業振興課

目 次

中小企業特別融資取扱要綱	1
経営支援特別融資取扱要綱	8
中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱	19
中小企業開業資金貸付要綱	29
工業振興資金融資要綱	37
中小企業振興資金貸付取扱要領	46
制度融資貸付要綱の取扱いに関する要領	49

新潟市中小企業特別融資取扱要綱

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、中小企業及び組合の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、その近代化と経営基盤の確立を促進し、市内中小企業等の健全な発展に資するための融資について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定するものをいう。

(融資対象者の資格)

第3条 この要綱で定める融資の制度（以下「中小企業特別融資」という。）を利用することができる者は、この要綱に定める貸付対象者で、原則として1年以上継続して同一事業を営む者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、中小企業特別融資を利用することができない。

- (1) 返済能力がないと認められる者
- (2) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (3) 新潟県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者及びその連帯保証人
- (4) 既に納期を経過した市税を完納していない者
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）で定める保険対象業種を営む者でない者
- (6) 許認可を要する業種でその許認可のない者
- (7) 市制度融資を不正に利用した者
- (8) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(融資の種類)

第4条 中小企業特別融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般融資
- (2) 小規模企業振興資金
- (3) 夏期・年末資金

(融資の方法)

第5条 市長は、中小企業特別融資の運用資金として、別表第1に定める取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に対し、予算の範囲内の額を預託する。

2 取扱金融機関は、前項の預託を受けた金額に、別表第2に定める協調倍率を乗じた金額以上の額を融資するものとする。

3 取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めたときは融資を実行するものとする。

4 取扱金融機関は、中小企業特別融資による融資については、利用者に歩積み・両建ての預金を要求してはならない。

(損失補償)

第6条 融資により生ずる損失は、取扱金融機関の負担とし、市はその責めを負わない。

(報告)

第7条 取扱金融機関は、毎月末現在の貸付状況を翌月10日までに市長へ報告しなければならない。

この場合において、新たに融資の実行がなされたときは、その最初の貸付状況の報告に、当該借入申込書兼調査書を1部添付しなければならない。

(再度貸付)

第8条 既に貸付を受けている者が、同一の資金の貸付を受けようとする場合は、貸付限度額の範囲内でその差額について再度貸付をすることができる。ただし、夏期・年末資金を除くものとする。

(調査等)

第9条 市長は、中小企業特別融資の貸付を受けた者に対し貸付金の内容、使用状況、その他必要な事項について調査し、又は報告させることができる。

第2章 融資の内容

(一般融資)

第10条 一般融資は、市内の中小企業者に対し、事業資金融資の円滑を図り、企業経営の安定と向上に資することを目的とし、融資は次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 貸付対象者
市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 資金使途
運転資金及び設備資金
- (3) 貸付限度額
1 中小企業者について4,000万円以内
- (4) 償還期間
ア 1,000万円まで 84か月以内
イ 1,000万円を超えるもの 120か月以内
- (5) 貸付利率
ア 償還期間が60か月以内のもの 年1.75パーセント
イ 償還期間が60か月を超えるもの 年1.95パーセント
- (6) 返済方法
原則として月賦とし、6か月以内の据置きができる。
- (7) 保証人及び担保
保証人及び担保は、取扱金融機関の定めによる。
- (8) 信用保証
保証協会の信用保証付きとする。
- (9) 借入申込手続
所定の申込書に別表第3に定める必要書類を添えて、取扱金融機関に申し込むものとする。

(小規模企業振興資金)

第11条 小規模企業振興資金は、小規模企業者への安定的な資金調達を図り、経営の安定に資することを目的とし、融資は次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 貸付対象者
市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者
- (2) 資金使途
運転資金、設備資金及び既往借入金（小規模企業振興資金に限る。）の返済資金（借換資金）
- (3) 貸付限度額
1 中小企業者について2,000万円以内
ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内に限る。
- (4) 償還期間
120か月以内（特別小口保証制度による保証付きの運転資金の場合は84か月以内）
- (5) 貸付利率
ア 償還期間が60か月以内のもの 年1.70パーセント
イ 償還期間が60か月を超えるもの 年1.90パーセント

- (6) 返済方法
原則として月賦とし、12か月以内の据置きができる。
- (7) 担保
原則として無担保とする。
- (8) 保証人
原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。
- (9) 信用保証
信用保証協会の小口零細企業保証制度又は特別小口保証制度による信用保証付きとする。
- (10) 借入申込手続
所定の申込書に別表第3に定める必要書類を添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

(夏期・年末資金)

第12条 夏期・年末資金は、市内中小企業者に対し、短期事業資金の円滑化を図り、企業経営の安定と向上に資することを目的とし、融資は次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 貸付対象者
市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 貸付実行期間
夏期にあつては毎年6月1日から8月31日まで、年末にあつては毎年11月1日から12月31日までとする。
ただし、貸付実行期間の初日又は末日が休日又は取扱金融機関の休業日に当たるときは、初日にあつてはその前日以前の取扱金融機関の営業日、末日にあつてはその翌日以後の取扱金融機関の営業日をもって当該期間の初日又は末日とする。
- (3) 資金使途
運転資金
- (4) 貸付限度額
1 中小企業者について700万円以内
- (5) 償還期間
6か月以内
- (6) 貸付利率
年1.65パーセント
- (7) 返済方法
月賦または一括返済とする。
- (8) 保証人及び担保
保証人及び担保は取扱金融機関の定めによる。
- (9) 信用保証
保証協会の信用保証付きとする。
- (10) 借入申込手続
所定の申込書に別表第3に定める必要書類を添えて取扱金融機関に申し込むものとする。

第3章 適正な事業実施の確保

(融資の取消し)

第13条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により資金の融資を受けた場合
- (2) 資金の融資の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 第3条第2項第8号に該当すると認められた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資を取り消した場合は、その旨を当該者に通知す

るとともに、取扱金融機関に対して、その取消しに係る金額に相当する預託額についての返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 融資決定者は、その返済が完了するまでは、融資を受けたことにより取得し、又は効用の増加した土地、建物その他の財産を市長の承認を受けずに融資の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は廃止してはならない。

第4章 雑則

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、中小企業特別融資の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年10月11日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年7月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年1月4日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年10月15日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年11月15日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

(制度の廃止)

2 中小商業大型店対策資金は、平成4年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成4年11月19日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年1月4日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年9月11日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月18日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月2日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際し、現に商店街等活性化対策資金の貸付を受けているものについては、なお従前の例による。

(新潟市中小企業特別融資取扱要領及び新潟市無担保無保証人融資貸付取扱要領の廃止)

3 新潟市中小企業特別融資取扱要領（昭和61年4月1日制定）及び新潟市無担保無保証人融資貸付取扱要領（平成7年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

別表第1（第5条関係）

区 分	金 融 機 関 名
地 方 銀 行	株式会社第四北越銀行 株式会社大光銀行 株式会社秋田銀行 株式会社きらやか銀行 株式会社東邦銀行 株式会社北陸銀行
信 用 金 庫	新潟信用金庫 三条信用金庫 新発田信用金庫 加茂信用金庫
信 用 組 合	新潟県信用組合 はばたき信用組合 興栄信用組合 巻信用組合 協栄信用組合
そ の 他	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 新潟県信用農業協同組合連合会 株式会社商工組合中央金庫

別表第2（第5条関係）

区 分	一般融資	無担保無保証人融資	小規模企業振興資金	夏期・年末資金
信用金庫・信用組合	3.45倍	3.30倍	3.30倍	3.10倍
その他の金融機関	3.65倍	3.45倍	3.45倍	3.10倍

別表第3（第10条，第11条，第12条関係）

区分	必要添付書類
共通	納税証明書（新潟市の制度提出用） 見積書（設備資金） 第3条第2項第8号に該当しないことを誓約する書面

新潟市経営支援特別融資取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済情勢の悪化により企業経営に重大な影響を受けた中小企業者等に対し、必要な資金を融資し、もって中小企業者等の経営の安定に寄与することを目的とする。

(取扱金融機関)

第2条 経営支援特別融資の貸付を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(融資対象者)

第3条 新潟市経営支援特別融資（以下「融資」という。）を受けることができる者は、本市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者等（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する中小企業者及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条に規定する雇用安定事業のうち、厚生労働大臣が指定する業種で、中小企業者でない者をいう。）で次の第1号に該当し、かつ第2号から第4号のいずれかに該当し、かつ第5号から第9号のすべてに該当するものとする。ただし、金融機関から取引停止処分を受けている者並びに新潟県信用保証協会から代位弁済を受け、現に求償債務を有する者及びその連帯保証人となっている者を除く。

- (1) 原則として1年以上継続して同一の業種を営んでいる者
- (2) 最近3か月間における当該事業に係る生産額又は売上高が、過去10年間のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少しているか、または前年同期と比較して3%以上減少していて、かつ経営に支障をきたしている者
- (3) 最近3か月間における当該事業に係る売上総利益、営業利益、経常利益のいずれかが、過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少している者
- (4) 物価高騰又は令和6年能登半島地震の影響により、資金繰りが悪化している又は今後悪化するおそれがある者（ただし、令和9年3月31日実行分までを対象とする）
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）で定める保険対象業種を営む者
- (6) 前号に規定する者で、当該業種が許認可を要するものである場合は、その許認可を受けている者
- (7) 融資に対する返済が確実と認められる者
- (8) 既に納期を経過した市税を完納している者
- (9) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの

(融資条件)

第4条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金の用途 運転資金（前条第4号により融資を受ける場合は運転資金及び設備資金）
- (2) 資金用途の制限 この制度で借り受けた資金を無担保無保証人融資を除く新潟市の融資制度資金の返済に充ててはならない。
- (3) 融資限度額 3,000万円以内（前条第4号により融資を受ける場合は別枠で6,000万円以内）
- (4) 償還期間 120か月以内
- (5) 貸付利率
償還期間が60か月以内のもの 年1.65パーセント
償還期間が60か月を超えるもの 年1.85パーセント
- (6) 返済方法 原則として月賦とし、24か月以内の据置きができる。

ただし、前条第4号により融資を受ける場合は、36か月以内の据置きができるものとする（危機関連保証を利用する場合を除く）。

(7) 保証人及び担保 保証人及び担保は、取扱金融機関の定めによるものとする。

(8) 信用保証 保証協会の信用保証付きとする。

（融資の申請）

第5条 融資を受けようとする者は、融資申請書に別表第2に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（融資対象者の認定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、資金の融資を適当と認めるときは、申請者に別紙様式第2号による融資対象者認定書を交付するとともに、別紙様式第3号の融資対象者協議書により取扱金融機関と協議するものとする。

2 市長は、融資対象者の認定をする場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

3 市長は、融資対象者でないと認定する場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

（融資の決定及び実行）

第7条 前条第1項の規定により協議を受けた取扱金融機関は、融資の可否を決定し、その内容について別紙様式第4号の審査結果報告書により市長に報告するとともに、申請者に通知し、融資実行時期について協議のうえ、速やかに融資を実行するものとする。

（報告）

第8条 取扱金融機関は、毎月末現在の貸付状況を、翌月10日までに市長へ報告しなければならない。

（資金の預託）

第9条 市長は、第7条の貸付資金として、取扱金融機関に対し予算の範囲内の額を預託する。

2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた額に2.6倍を乗じた金額以上の額を融資するものとする。

（危険負担）

第10条 本制度の融資により生ずる損失は、取扱金融機関の負担とし、市はその責を負わない。

（調査等）

第11条 市長は、融資の対象となった資金の内容、使用状況その他必要な事項について調査し、又は報告させることができる。

（融資決定の取消し）

第12条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正手段により資金の融資を受けた場合

(2) 資金の融資決定の内容、又はこれに付した条件に違反した場合

(3) 第3条第9号に該当しないと認められた場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資決定を取り消した場合は、その旨を当該融資決定を受けた者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、融資について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成8年9月13日から施行する。

(平成8年限りの融資の特例)

- 2 平成8年中に限り、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項第5号に規定する通商産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者又は市長が特に認める者(以下「特定中小業者」という。)が融資を受けようとする場合は、第2条第1項第2号中「最近3か月」とあるのは「平成8年7月以降の1か月間」と、「平成3年以降のいずれかの年」とあるのは「平成7年」と、第3条第1項第1号中「運転資金」とあるのは「運転資金及び設備資金」と、別記様式第1号中「最近の3か月」とあるのは「7月以降の1か月」と読み替えるものとする。

(経過措置)

- 3 この要綱による改正前の新潟市不況対策特別融資取扱要綱の規定によりなされた融資は、この要綱の相当規定によりなされた融資とみなす。
- 4 この要綱は、施行の日以後に受理した申請に係る融資から適用し、同日前に受理した申請に係る融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

別表第1（第2条関係）

株式会社第四北越銀行，株式会社大光銀行，株式会社秋田銀行，株式会社きらやか銀行，株式会社東邦銀行，株式会社北陸銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行，新潟信用金庫，三条信用金庫，新発田信用金庫，加茂信用金庫，新潟縣信用組合，はばたき信用組合，興栄信用組合，巻信用組合，協栄信用組合，新潟県信用農業協同組合連合会，株式会社商工組合中央金庫

別表第2（第5条関係）

区分	必要添付書類
第3条第2号又は第3号により融資を受ける者	市税を滞納していないことを証するもの 生産額，売上高又は売上総利益等が減少していることを証するもの 第3条第9号であることを誓約する書面 その他市長が必要と認めるもの
第3条第4号により融資を受ける者	市税を滞納していないことを証するもの 見積書（設備資金として利用する場合） 第3条第9号であることを誓約する書面 その他市長が必要と認めるもの

（宛先）新潟市長

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

印

電話番号

融 資 申 請 書

新潟市経営支援特別融資取扱要綱に基づき、関係書類を添えて融資の申請をいたします。

記

融資申請額	円	業種	
借入期間	か月	営業年数	年
資金使途	資本金		千円
	従業員数		人
申込 金融機関 ・本支店名	本・支店	新潟市 制度融資 利用状況	1 有 2 無 (制度融資名)
減少率	年との比較で %の減少 詳細については裏面のとおり		受付欄

* 裏面も記入してください。

(別記様式第1号の裏面)

添付書類

- 1 納税証明書（新潟市の制度提出用） 1部
- 2 生産額又は売上高が確認できる書類（直近期及び比較する同期のもの） 各1部
- 3 売上総利益、営業利益又は経常利益が確認できる書類（直近期及び比較する同期のもの） 各1部
- 4 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 1部

比較表

	(最近の3ヵ月) 年	(比較する同期) 年
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合計	(A) 円	(B) 円

- 生産額 売上高
- 売上総利益 営業利益 経常利益

減少率の算出

$\frac{B-A}{B} \times 100\%$	$\frac{\quad - \quad}{\quad} \times 100 = \quad \%$
------------------------------	---

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

印

電話番号

融 資 申 請 書

新潟市経営支援特別融資取扱要綱に基づき、関係書類を添えて融資の申請をいたします。

記

融資申請額	円 (運転資金 円) (設備資金 円)	業種	
		営業年数	年
借入期間	か月	資本金	千円
資金用途 <input type="checkbox"/> 運 転 <input type="checkbox"/> 設 備 <input type="checkbox"/> 運転設備		従業員数	人
申込 金融機関 ・本支店名	本・支店	新潟市 制度融資 利用状況	1 有 2 無 (制度融資名)
影響の原因（複数選択可） <input type="checkbox"/> 物価高騰 <input type="checkbox"/> 令和6年能登半島地震			
影響の内容及び資金用途について（具体的に記入）			

添付書類

- 1 納税証明書（新潟市の制度提出用） 1部
- 2 見積書（設備資金として利用する場合） 1部
- 3 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 1部

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

融 資 対 象 者 認 定 書

年 月 日付けで申請のありました新潟市経営支援特別融資につきまして
は、融資要綱に基づく審査の結果、下記の条件で融資対象者と認定いたします。

記

1 融資対象者

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

2 申請区分

新潟市経営支援特別融資

新潟市経営支援特別融資（物価高騰・能登半島地震対応枠）

3 融資限度額

千円

4 取扱金融機関

5 融資要件 取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること。

別記様式第3号（第6条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

融 資 対 象 者 協 議 書

年 月 日付け，新潟市経営支援特別融資の融資対象者認定申請がありましたが，対象者と認定しましたので，融資の可否について協議いたします。

記

1 融資対象者

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

2 融資限度額

千円

3 取扱金融機関

4 融資要件 取扱金融機関の審査により，融資が適当と認められること。

（宛先）新潟市長

取扱金融機関名

（担当者名 ）

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日付け、新 第 号の3で融資の協議がありました、
新潟市経営支援別融資について、下記のとおり報告いたします。

記

制 度 名	新潟市経営支援特別融資	申 請 者	
区 分	<input type="checkbox"/> 通常枠 <input type="checkbox"/> 物価高騰・能登半島地震対応枠	返 済 方 法	1 割賦 2 一括
資 金 使 途	<input type="checkbox"/> 運転 <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 運転設備		年 月 日から
貸 付 状 況	全額 減額 否決 取下		毎月 円× 回
貸 付 金 額	円		計 円 (a)
貸 付 利 率	年 . %		その他 初回 円 (b)
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで か月 (但し据置 か月を含む)		期日 円
			返済金額合計 = 貸付金額 (a) + (b) 円
信用保証	有	貸付否決又は減額理由	

新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既往借入金の返済が大きな負担となっている中小企業者に対し、借換えを通じて返済負担を軽減することにより、資金繰りの改善を促し業績の回復を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に定める。

(1) 「既往借入金」とは、新潟市の制度融資（新潟市との合併に伴い廃止された旧市町村の制度融資を含む。）のうち借入残高のあるものをいう。対象とする市制度融資は別表第1に定めるものとする。

(2) 「借換え」とは、一つの既往借入金を新たな借入により完済すること又は複数口ある既往借入金を新たな借入によりすべて完済し一本化することをいう。

(対象者)

第3条 対象者は、次の各号のすべてを満たしている者とする。

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者で新潟市に住所又は主たる事業所を有する者

(2) 本制度融資の活用により企業経営の改善が見込める者

(3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの

(対象融資)

第4条 本制度融資の適用となる融資は、次の各号のすべてを満たしていることとする。

(1) 既往借入金のうち新潟県信用保証協会の保証付の融資

(2) 融資実行後6か月を経過した融資

(3) 申込時点で、据置き期間中でない融資

(貸付条件)

第5条 貸付条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 資金用途 既往市制度融資の借入金の返済。事業計画に応じて新規運転資金の借入可。

(2) 貸付限度額 3,000万円以内

(3) 償還期間 120か月以内（据置き36か月以内）

(4) 貸付利率 年1.80%

(5) 返済方法 月賦

(6) 担保保証人 必要により

(7) 借換方法

ア 経営安定関連保証による借換え

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項各号のいずれかの認定を受けられる者

イ 危機関連保証による借換え

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の認定を受けられる者

ウ 一般保証等による借換え

経営安定関連保証及び危機関連保証の利用要件に該当しない者

(取扱金融機関)

第6条 株式会社第四北越銀行、株式会社大光銀行、株式会社秋田銀行、株式会社きらやか銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北陸銀行、新潟信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、加茂信用金庫、新潟県信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、新潟県信用農業協同組合連合会。

2 借換元と借換先の金融機関については、特に制限を設けない。

(融資の申込み)

第7条 融資を受けようとするものは、融資申込書(別記様式第1号)に、次に掲げる必要書類を添付し市長に申込みこととする。

- (1) 既往借入金の残高証明書
- (2) 市税の納税証明書
- (3) 第3条第3号であることを誓約する書面
- (4) 中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の認定書(第5条第7号ア及びイに該当する者に限る。)

(融資対象者の認定及び金融機関との協議)

第8条 市長は前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し融資を適当と認めるときは、申請者に対して融資対象者認定書(別記様式第2号)を交付するとともに、金融機関に対して融資対象者協議書(別記様式第3号)により協議する。

2 借換元と借換先の金融機関が異なる場合は、借換元の金融機関に対して繰上償還予定通知書(別記様式第4号)を発行する。

(繰上償還手続き)

第9条 本制度融資により貸付けを受けたものは、同日中に借換元の融資を繰上償還しなければならない。

2 繰上償還を受けた金融機関で、借換先が同一の場合は、審査結果報告書及び完済証明書(別記様式第5号)を、借換先が異なる場合は、市制度融資完済報告書(別記様式第6号)を貸付け及び償還後、速やかに市長に報告しなければならない。

(報告)

第10条 本制度融資を実行した金融機関は、毎月末日までの貸付状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(貸付資金)

第11条 市長は前条による報告を受けたときは、本制度融資の運用資金として、取扱金融機関に対し予算の範囲内の額を預託する。

2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた額に、2.25倍を乗じた額以上の額を融資するものとする。

(融資決定の取消し)

第12条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正手段により資金の融資を受けた場合
- (2) 資金の融資決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 第3条第3号に該当しないと認められた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資決定を取り消した場合は、その旨を当該融資決定を受けた者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年2月20日から施行する。

(利用制限の特例)

2 平成21年12月1日から平成22年3月31日までに融資実行するものについては、第7条第2項の規定は適用しない。

3 平成22年12月1日から平成23年3月31日までに融資実行するものについては、第7条第2項の規定は適用しない。

4 平成23年12月1日から平成24年3月31日までに融資実行するものについては、第7条第2項の規定は適用しない。

5 平成24年12月1日から平成25年3月31日までに融資実行するものについては、第7条第2項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月9日から施行する。ただし、第6条については同年5月7日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

別表第1（第2条関係）

新事業展開資金，あんしん未来資金，地方産業育成資金，一般融資，一般融資（障がい者雇用推進枠），無担保無保証人融資，小規模企業振興資金，小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠），経営支援特別融資，中小企業資金繰り円滑化借換融資，中小企業開業資金，工場等新增設資金，設備近代化資金，中小企業振興資金，商店街等活性化対策資金

（宛先）新潟市長

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

印

電話番号

新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資申込書

申込金額	円
申込金融機関・本支店	本・支店
借入予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
借換方法	<input type="checkbox"/> 経営安定関連保証 <input type="checkbox"/> 危機関連保証 <input type="checkbox"/> 一般保証等

※借換元融資について

市制度融資名	取扱金融機関・本支店	当初借入額	現在残高	月返済額	融資期間
	本・支店	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで
	本・支店	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで
	本・支店	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで
小 計			円	①	
申込時から融資実行までの間の返済額			円	②	
増額借入希望額			円	③	
合 計			円	(①-②+③)	

注 融資実行後6か月を経過していない借換元融資及び据置期間中の借換元融資は対象外

○添付書類

- 1 納税証明書（新潟市の制度提出用）
- 2 各借換元融資の貸出残高証明書類（残高証明書）
- 3 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- 4 経営安定関連保証及び危機関連保証に該当する者は、セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項各号及び第6項のいずれか）の認定書の写し

新 一 号の2
年 月 日

様

新潟市長
(担当：)

融資対象者認定書

に申請のありました新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資
につきましては、融資要綱に基づく審査の結果、下記の条件で対象者と認定します。

記

融資対象者

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

借換元融資制度名

融資限度額

取扱金融機関

融資条件

①取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること

②当融資貸付日と同日に借換元融資を全額償還すること

以上の条件をすべて満たすこと

新 一 号の3
年 月 日

様

新潟市長
(担当：)

融資対象者協議書

に申請のありました新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資
について、融資要綱に基づく審査の結果、下記の条件で対象者と認定します。つきま
しては貴行に融資の可否について協議します。

記

融資対象者 住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名）

借換元融資制度名

融資限度額

取扱金融機関

融資条件 ①取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること
②当融資貸付日と同日に借換元融資を全額償還すること
以上の条件をすべて満たすこと

新 ー 号の4
年 月 日

様

新潟市長
(担当：)

繰上償還予定通知書

付新 第 号の2及び3にて、下記のとおり新潟市中小企業
資金繰り円滑化借換融資の認定及び協議をいたしました。つきましては当借換融資の
実行によって貴行取扱の下記融資の繰上償還が予定されますので通知いたします。

記

融資対象者 住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名）
繰上償還予定金額
借換予定金融機関

借換元融資制度 制度名
貸出金額 円
貸出期間 年 月 日～ 年 月 日
制度名
貸出金額 円
貸出期間 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

（宛先）新潟市長

取扱金融機関
（担当者： ）

審査結果報告書 及び 完済証明書

付新 第 ー 号の3で融資の協議がありました新潟市

中小企業資金繰り円滑化借換融資について、下記のとおり報告いたします。

記

審査結果報告書

住所（所在地）	
商号（法人名）	
氏名（代表者名）	
貸付状況	全額 減額 否決 取下げ
貸付金額	円
貸付期間	年 月 日 から 年 月 日まで (据置 か月を含む)
保証制度	<input type="checkbox"/> 経営安定関連保証 <input type="checkbox"/> 危機関連保証 <input type="checkbox"/> 一般保証等
返済方法	年 月 日から 年 月 日まで か月 毎月 円× 回＝ 円（a） その他 初回 or 最終回＝ 円（b） ※（a）＋（b）＝貸付金額

借換元融資完済報告書

貸出日	制度名	繰上償還額	繰上償還日
年 月 日		円	年 月 日
年 月 日		円	
年 月 日		円	

（※貸出日から翌月10日までに当報告書を提出して下さるようお願いします。）

年 月 日

（宛先）新潟市長

取扱金融機関
（担当者： ）

市制度融資完済報告書

付新 第 ー 号の4で通知のありました新潟市中小企業
資金繰り円滑化借換融資について、下記のとおり報告いたします。

記

融資対象者 住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名）

借換元融資制度 制度名
貸出金額 円
貸出期間 年 月 日～ 年 月 日
繰上償還日 年 月 日

制度名
貸出金額 円
貸出期間 年 月 日～ 年 月 日
繰上償還日 年 月 日

※償還後速やかにご提出ください

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内での新規開業等を支援することにより、本市産業の振興に資するため、市と別表第1に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が提携して実施する、中小企業開業資金（以下「資金」という。）の貸付制度について、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

第2条 資金の貸付けを受けることのできる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者であること。
- (2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(貸付条件)

第3条 資金の貸付けの条件は、別表第3に定めるところによる。

(借入申し込み)

第4条 貸付けを受けようとする者は、借入申込書兼調査書（別記様式第1号）に別表第4に掲げる書類を添付し、市長の審査を経て、希望する取扱金融機関に申し込むものとする。

(資金の貸付)

第5条 借入れ申し込みを受けた取扱金融機関は、貸付けを適当と認めたときは、第3条の貸付条件に基づき、資金の貸付けをするものとする。

(貸付資金)

第6条 市長は、前条の貸付資金として、取扱金融機関に対し予算の範囲内の額を預託する。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた額に3.0倍を乗じた金額以上の額を融資するものとする。

(利子補給)

第7条 市長は、別表第2の創業関連保証を利用する者のうち特定創業支援枠により同資金の融資を実行した取扱金融機関に対し、融資実行日から36か月後の応当日までの貸付利子相当額を利子補給するものとする。

- 2 融資を実行した取扱金融機関は、利子補給金計算書（別記様式第2号）により利子補給額を算定し、利子補給請求書（別記様式第3号）を4月1日から9月30日分は10月10日までに、10月1日から3月31日分は4月10日までに、市長へ提出しなければならない。

- 3 市長は、請求書を受領した月の翌月末日までに、利子補給金を取扱金融機関へ振り込まなければならない。

(利子補給の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給を行わないものとする。

- (1) 借入金の返済がないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。
- (3) 資金借受者が償還を延納した場合において、取扱金融機関が新潟県信用保証協会に対し代位弁済の請求をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないとき。

(報告)

第9条 取扱金融機関は、毎月の貸付状況について貸付状況報告書により市長に報告するものとする。

(損失の補償)

第10条 貸付けによって生じる損失は、取扱金融機関の負担とする。

(融資決定の取消し)

第11条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正手段により資金の融資を受けた場合
- (2) 資金の融資決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 第2条第2号に該当しないと認められた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資決定を取り消した場合は、その旨を当該融資決定を受けた者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

- この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。
- この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。
- この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。
- この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成2年1月4日から施行する。
- この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成2年10月15日から施行する。
- この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成3年11月15日から施行する。
- この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成4年11月19日から施行する。
- この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成5年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成5年12月1日から施行する。
- この要綱は、平成6年1月4日から施行する。
- この要綱は、平成7年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成7年9月11日から施行する。
- この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成13年6月18日から施行する。
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

別表第1（第1条関係）

株式会社第四北越銀行，株式会社大光銀行，株式会社秋田銀行，株式会社きらやか銀行，株式会社東邦銀行，株式会社北陸銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行，新潟信用金庫，三条信用金庫，新発田信用金庫，加茂信用金庫，新潟県信用組合，はばたき信用組合，興栄信用組合，巻信用組合，協栄信用組合，新潟県信用農業協同組合連合会，株式会社商工組合中央金庫

別表第2（第2条関係）

<p>一般開業する者</p>	<p>適切かつ確実な事業計画を持ち，これを実施すると認められる者で，次に掲げる要件の全てを満たしているもの</p> <p>(1) 資金の貸付を受けようとする者（法人にあつては，当該法人の代表者）が職歴を2年以上有する者で，市内において開業するもの又は融資申込時点で，開業して1年未満のものであること。</p> <p>(2) 過去3年以内に不渡り又は倒産の事故がない者であること。</p> <p>(3) 既に納期を経過した市税を完納している者であること。</p> <p>(4) 開業する業種は，中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する保険対象業種であること。</p> <p>この場合において，許認可を要する業種については，許認可を受けていること。</p>
<p>新潟県信用保証協会の創業関連保証を利用する者</p>	<p>既に納期を経過した市税を完納した者であつて，次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人であつて，貸付実行後1か月（特定創業支援枠の対象となる者にあつては，6か月）以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人であつて貸付実行後2か月（特定創業支援枠の対象となる者にあつては，6か月）以内に新たに会社を設立し，当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>(3) 融資申込時点で，開業して1年（特定創業支援枠の対象となる者にあつては，6か月）未満のもの</p>

備考1 表中の「特定創業支援枠」とは，創業関連保証により中小企業開業資金を利用する者のうち，新潟市が認定を受けた創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業の支援を受け，同市が発行する証明書を有する創業者を対象とする制度のことをいう。（別表第3及び別表第4において同じ。）

2 表中の「融資申込時点」とは，別記様式第1号「新潟市中小企業開業資金借入申込書兼調査書」を本市へ提出した時点のことをいう。

別表第3 (第3条関係)

申請区分	一般開業	①創業関連保証 ②創業関連保証 (特定創業支援枠※)
使 途	運転資金及び設備資金 (新会社設立の資本取得は対象外)	
貸付限度	1,000万円	① 3,000万円 ② 2,000万円 3,000万円まで併用可。
貸付利率	償還期間が60か月以内のもの 年1.95パーセント 償還期間が60か月を超えるもの 年2.15パーセント ※特定創業支援枠の場合 償還期間が60か月以内のもの 年1.90パーセント 償還期間が60か月を超えるもの 年2.10パーセント	
償還期間	120か月以内 (据置24か月以内)	
返済方法	原則として月賦	原則として月賦 (均等分割返済)
保証人担保	金融機関の定めるところによる	物的担保及び第三者保証人は徴求しない 原則として、法人代表者を除いては、保証人を徴求しない
信用保証	信用保証協会の保証付き	信用保証協会の保証付き

別表第4 (第4条関係)

申請区分	添付書類
一般開業 創業関連保証 (特定創業支援枠※)	①市税の納税証明書 (新潟市の制度提出用) ②見積書 (設備資金として利用する場合) ③認定特定創業支援等事業を受けたことを証する、市が発行する証明書 (特定創業支援枠の場合) ④暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書



新潟市中小企業開業資金
借入申込書兼調査書

受付担当	
整理番号	

(宛先) 新潟市長

申込日： 年 月 日

① 申込者住所 (所在地)	フリガナ		⑧ (該当する□に チェックして ください)	制度区分	<input type="checkbox"/> 01 一般開業	
	フリガナ			<input type="checkbox"/> 02 創業関連	<input type="checkbox"/> 03 特定創業支援枠	
② 法人名又は 商号名称	フリガナ		⑩ 資金区分	<input type="checkbox"/> 01 運転	<input type="checkbox"/> 02 設備	<input type="checkbox"/> 03 運転設備
	フリガナ			⑨ 申込金額	(運転資金) 円	(設備資金) 円
③ 氏名 (代表者名)	(TEL)	印	⑪ 借入期間	か月		
			⑫ 資金使途			
④ 開業地	新潟市 区		⑬ 借入(予定)日	年 月 日		
⑤ 開業(予定)日	年 月 日		⑭ 申込金融機関 ・支店名			
⑥ 開業する事業 の業種	※個人事業主：開業届に記載した(または記載予定の)開業日 ※法人：登記簿上の会社成立の年月日(または予定日)		⑮ 利用状況 (今回申し込む 制度について)	<input type="checkbox"/> 01 新規 初めて利用する方		
⑦ 事業の内容 (目的、セール スポイント、取 扱品目など)				<input type="checkbox"/> 02 追加 残債がある方		
			<input type="checkbox"/> 03 再借 以前利用したことがあるが全額償還済みの方			
<p>この申込書は3部必要です。 すべての申込書に押印してください。 添付書類(様式下部参照)は1部必要です。</p>						

委任状 (受任者) 取扱金融機関名	(委任者) 住所	左記の者を代理人として定め、右記の権限を委任します。	記	<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入申込書の提出及び認定書の 受領に関する事項
				<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入状況の確認に関する事項
職氏名	商号・氏名		印	<input type="checkbox"/> その他 ()

金融機関処理報告欄

取扱金融機関 支店名		返済方法 01 元金均等 ・ 02 元利均等 年 月 日から返済開始 毎月 円 × 回 円 (a) その他 { 初回に 円 } (b) { 期日に 円 } 返済金額合計 (=貸付金額) 円 (a) + (b)
貸付状況	01全額 ・ 02減額 ・ 03否決 ・ 04取下	
貸付金額	円	
貸付利率	年 . %	
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで か月 (据置 か月を含む)	
信用保証	有	
貸付否決又は減額理由・連絡事項		
担当者名		TEL

添付書類

- 1 納税証明書(新潟市制度用)
- 2 暴力団等に関する誓約書兼同意書
- 3 見積書の写し(設備資金の場合のみ)
- 4 認定特定創業支援等事業を受けたことを証する、本市が発行する証明書(特定創業支援枠のみ)

利子補給金計算書

金融機関名：

本・支店名：

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

融資名称	中小企業開業資金 （特定創業支援枠）
制度金利	

①

①×制度金利

貸付内容	期 間	日数	制度金利による計算元金	①×制度金利 利子補給額
貸付日	～			
年 月 日	～			
最終償還日	～			
年 月 日	～			
貸付金額	～			
円	～			
合 計				

新潟市融資制度貸付金に関する利子補給請求書

(あて先)
新潟市長

下記のとおり請求します。

年 月 日

金 額	百			千			円

但し、中小企業開業資金（特定創業支援枠）

年 月から 年 月分 利子補給金として

所在地
法人名
代表者名

(担当者名： _____ 電話番号： _____)

支払方法 口座振込

下記口座へ振込み下さい。
銀行名（本・支店名まで記入してください。）

_____ 本店・支店 / 本店・支店コード _____

口座番号 普通
 当座 No. _____
 別段

(フリガナ)
口座名義

摘 要

新潟市工業振興資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が行う設備投資資金の融通を円滑にし、もって本市の工業の振興に寄与することを目的とする融資について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第2号に規定する者をいう。
- (2) 融資対象物 融資の対象となった土地、建物、構築物及び機械設備をいう。
- (3) 取扱金融機関 別表第1に定める金融機関をいう。

2 前項による用語の定義のほか、資金の区分、及び区分ごとの貸付条件については、別表第2に定めるとおりとする。

(融資対象者)

第3条 融資対象者は、次の各号のすべてを満たしている者とする。

- (1) 融資に対する返済が確実に認められる者
- (2) 既に納期を経過した市税を完納している者
- (3) 金融機関から取引停止処分を受けていない者
- (4) 新潟県信用保証協会から代位弁済を受け、現に求償債務のある者でないもの及びその連帯保証人でないもの
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）で定める保険対象業種を営む者
- (6) 前号に規定する者で、当該業種が許認可を要するものである場合は、その許認可を受けている者
- (7) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの

(融資の方法)

第4条 市長は、工業振興資金融資の運用資金として、取扱金融機関に対し、予算の範囲内の額を預託する。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた額に、2.6倍を乗じて得た額以上の額を融資するものとする。
- 3 取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めるとき

は融資を実行するものとする。

(借入申込手続)

第5条 融資を受けようとする者は、借入申込書兼調査書(別記様式第1号)に別表第3に定める必要書類を添えて、市を経由して、取扱金融機関に申し込むものとする。

(報告)

第6条 取扱金融機関は、毎月末現在の貸付状況を、翌月10日までに市長へ報告しなければならない。

この場合において、新たに融資の実行がなされたときは、その最初の貸付状況の報告に、当該借入申込書兼調査書を1部添付しなければならない。

(融資の取消し)

第7条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により資金の融資を受けた場合
- (2) 資金の融資の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 第3条第7号に該当しないと認められた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資を取り消した場合は、その旨を当該者に通知するとともに、取扱金融機関に対して、その取消しに係る金額に相当する預託額についての返還を命ずることができる。

(再度融資)

第8条 要綱及び要領の規定により当資金の融資を受けた者であって、その融資残額が別表の限度額に達していない者に対しては、その差額について再度融資をすることができる。

(調査等)

第9条 市長は、融資対象物の内容、使用状況その他必要な事項について調査し、又は報告させることができる。

(損失負担)

第10条 この要綱による融資によって生ずる損失は、取扱金融機関の負担とし市はその責を負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めがあるものを除くほか、融資について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成3年3月25日から施行し、平成3年4月1日以後の資金の貸付から適用する。

(新潟市工業振興資金貸付要綱の廃止)

- 2 新潟市工業振興資金貸付要綱（平成2年10月22日施行）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱による廃止前の新潟市工業振興資金貸付要綱の規定に基づいて融資したものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成3年11月15日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年11月19日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年12月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。
- 2 別表、融資期間中、据置期間2年を3年とし、現在据置期間中の者及び今後借入を行う者から適用する。

また、返済が始まり、現在返済中の者でも、1年の範囲内で返済を猶予することができる。

- 3 前項の規定により、据置期間延長、返済猶予の申請をする者は、別紙様式に従い申請書に金融機関の意見書を添えて、市長に申請するものとする。
- 4 前2項の規定は、新潟市不況対策特別融資の取扱期間の終了と同時にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成6年3月16日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年9月11日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年9月12日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(新潟市工業振興資金融資事務取扱要領の廃止)

2 新潟市工業振興資金融資事務取扱要領（平成3年3月25日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興
資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興
資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興
資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資
金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資
金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

別表第1（第2条関係）

株式会社第四北越銀行，株式会社大光銀行，株式会社秋田銀行，株式会社きらやか銀行，株式会社東邦銀行，株式会社北陸銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行，新潟信用金庫，三条信用金庫，新発田信用金庫，加茂信用金庫，新潟縣信用組合，はばたき信用組合，興栄信用組合，巻信用組合，協栄信用組合，新潟県信用農業協同組合連合会，株式会社商工組合中央金庫

別表第2（第2条関係）

区分	工場等新增設資金	省力化・省エネ化資金
貸付対象者	製造業，新聞業，出版業，道路貨物運送業，倉庫業，こん包業又は港湾運送業を営む中小企業者であつて，市内に工場等の新設等を行い，事業を営む者	新潟市省力化・省エネ化補助金の交付決定を受けている者
資金使途	設備資金	設備資金，運転資金（補助対象経費に限る）
融資対象物	土地（造成費を含む。） ， 建物 土地に定着した構築物	「新潟市省力化・省エネ化補助金」の補助対象設備
貸付限度額	1千万円以上2億円以下	5千万円以下（ただし，「新潟市省力化・省エネ化補助金」の補助対象経費から交付決定額を差し引いた額を上限とする。）
貸付利率	年1.80% ただし，従業員5人以下の会社及び個人については0.05%引き下げた利率とする。	
償還期間	144か月以内（据置24か月以内）	
返済方法	原則として月賦とする	
保証人・担保	金融機関の定めるところによる	
信用保証	保証協会の信用保証付きとする	

備考1 表中の「新設等」とは，新設のほか，増設及び移設も含む。

- 2 土地の場合は，工場等が合法的（都市計画法による開発行為の許可，建築基準法による建築確認等）に建設できる見込みがないときは融資対象とならない。
- 3 表中の「運転資金」は，設備等の導入に要する経費として新潟市省力化・省エネ化補助金の補助対象経費と認められた範囲に限る。
- 4 表中の「建物」とは，事業を営むうえで通常必要とする工場，倉庫，事務所及び付属建物をいう。建物が融資対象となる業種の用とそれ以外の業種の用で混在する場合，融資対象となる業種の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の3分の2以上であること。
- 5 表中の「構築物」とは，門，柵，塀，排水施設，舗装及びその他工場等に通常必要な構造物をいい，工場等が立地に際し，新設又は改良を義務付けられた公共溝渠等も含むものとする。

別表第3（第5条関係）

区分	添付書類	
共通	1 市税の納税証明書（新潟市の制度提出用） 2 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	
工場等新增設資金	土地	1 見積書又は契約書の写し 2 土地の付近見取図
	建物 構築物	1 見積書又は契約書の写し 2 工場等の敷地内配置図，平面図，機械等の配置図等
省力化・省エネ化 資金	機械設備	1 新潟市省力化・省エネ化補助金「事業計画書」の写し 2 新潟市省力化・省エネ化補助金「補助金交付決定通知書」の写し



新潟市工業振興資金
(工場等新增設資金)
借入申込書兼調査書

受付担当	
整理番号	

(宛先) 新潟市長

申込日： 年 月 日

① 申込者住所 (所在地)		業種 (該当する□に チェックして ください)	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 新聞業 <input type="checkbox"/> 出版業 <input type="checkbox"/> 道路貨物運送業 <input type="checkbox"/> 倉庫業 <input type="checkbox"/> こん包業 <input type="checkbox"/> 港湾運送業	
フリガナ		⑪ 申込金額	円	
② 法人名又は 商号名称		⑫ 借入期間	か月	
③ 事業所所在地 (①と異なる場 合のみ記入)	新潟市 区	⑬ 資金使途 (設備資金) 該当する□にチェックしてください (設備投資 新潟市 区 場所)		
フリガナ		⑭ 申込金融機関 ・支店名	<input type="checkbox"/> 土地の購入 <input type="checkbox"/> 建物の新設等 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 付属建物 <input type="checkbox"/> その他 { } <input type="checkbox"/> 土地に定着した構造物の新設等 { }	
④ 氏名 (代表者名)				印
⑤ 電話番号				
⑥ 資本金 (法人のみ)	千円	⑮ 利用状況 (今回申し込む 制度について)	<input type="checkbox"/> 01 新規 初めて利用する方 <input type="checkbox"/> 02 追加 残債がある方 <input type="checkbox"/> 03 再借 以前利用したことがあるが全額償還済みの方	
⑦ 営業年数	年	この申込書は 3部 必要です。 すべての申込書に押印してください。添付書類(様式下部参照)は1部必要です。		
⑧ 従業員数	人			
⑨ 年商高	千円			

委任状	左記の者を代理人として定め、右記の権限を委任します。	記
(受任者) 取扱金融機関名	(委任者) 住所	<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入申込書の提出及び認定書の受領に関する事項
職氏名	商号・氏名	<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入状況の確認に関する事項
	印	<input type="checkbox"/> その他 ()

(金融機関処理報告欄)

取扱金融機関 支店名		返済方法 01 元金均等 ・ 02 元利均等 年 月 日から返済開始 毎月 円 × 回 円 (a) その他 { 初回に 円 } (b) { 期日に 円 } 返済金額合計 (=貸付金額) 円 (a) + (b)
貸付状況	01全額 ・ 02減額 ・ 03否決 ・ 04取下	
貸付金額	円	
貸付利率	年 . %	
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで か月 (据置 か月を含む)	
信用保証	有	
貸付否決又は減額理由・連絡事項		担当者名 TEL

添付書類 (共通)
1 市税の納税証明書 (新潟市の制度提出用)
2 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(土地)
1 見積書又は契約書の写し
2 土地の付近見取り図

(建物・建築物)
1 見積書又は契約書の写し
2 工場等の敷地内配置図、平面図、機械等の配置図等



新潟市工業振興資金
(省力化・省エネ化資金)
借入申込書兼調査書

受付担当	
整理番号	

(宛先) 新潟市長

申込日： 年 月 日

① 申込者住所 (所在地)		業種 (該当する□に チェックして ください)	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 新聞業 <input type="checkbox"/> 出版業 <input type="checkbox"/> 道路貨物運送業 <input type="checkbox"/> 倉庫業 <input type="checkbox"/> こん包業 <input type="checkbox"/> 港湾運送業
フリガナ		⑪ 省力化・省エネ化 補助金 交付決定番号	補助金交付決定通知書の右上に記載された番号を記入してください 新企誘第 号の2
② 法人名又は 商号名称		⑫ 資金区分	<input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 運転設備※ <small>※運転設備資金は「省力化・省エネ化補助金」の補助対象経費として認められた額の範囲内に限ります</small>
③ 事業所所在地 (①と異なる場合 のみ記入)	新潟市 区	⑬ 申込金額	円 (運転資金※ 円) (設備資金 円)
フリガナ		⑭ 借入期間	か月
④ 氏名 (代表者名)		⑮ 資金使途	省力化・省エネ化設備の導入経費
⑤ 電話番号		⑯ 融資限度額	・ 事業費(予算) (A) 円 (事業計画書より転記) ・ 補助金交付決定額 (B) 円 (交付決定通知書より転記) ・ 融資限度額 (A)-(B) 円
⑥ 資本金 (法人のみ)	千円	⑰ 申込金融機関 ・ 支店名	
⑦ 営業年数	年	⑱ 利用状況 (今回申し込む 制度について)	<input type="checkbox"/> 01 新規 初めて利用する方 <input type="checkbox"/> 02 追加 残債がある方 <input type="checkbox"/> 03 再借 以前利用したことがあるが全額償還済みの方
⑧ 従業員数	人	この申込書は3部必要です。 すべての申込書に押印してください。添付書類(様式下部参照)は1部必要です。	
⑨ 年商高	千円		

委任状		左記の者を代理人として定め、右記の権限を委任します。		記
(受任者) 取扱金融機関名	(委任者) 住所	<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入申込書の提出及び認定書の受領に関する事項		
職氏名	商号・氏名	<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入状況の確認に関する事項		
		印	<input type="checkbox"/> その他 ()	

(金融機関処理報告欄)

取扱金融機関 支店名		返済方法 01 元金均等 ・ 02 元利均等 年 月 日から返済開始 毎月 円 × 回 円 (a) その他 { 初回に 円 } (b) { 期日に 円 } 返済金額合計 (=貸付金額) 円 (a) + (b)
貸付状況	01全額 ・ 02減額 ・ 03否決 ・ 04取下	
貸付金額	円	
貸付利率	年 . %	
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで か月 (据置 か月を含む)	
信用保証	有	貸付否決又は減額理由・連絡事項
		担当者名 TEL

添付書類 1 市税の納税証明書(新潟市の制度提出用) 3 省力化・省エネ化補助金「事業計画書」の写し
2 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 4 省力化・省エネ化補助金「補助金交付決定通知書」の写し

新潟市中小企業振興資金貸付取扱要領

第1条 目的

この要領は、市内の中小企業組合の協業、共同事業等の事業に必要な資金の円滑化により、組合活動の強化をはかり、中小企業の振興発展に寄与することを目的とする。

第2条 用語の定義

この要領において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第2号に規定する者をいう。

第3条 貸付資金

(1) 市長は、この制度の運用資金として、別表第1に指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に対し、予算の範囲内の額を預託する。

(2) 取扱金融機関は、前号の預託された資金の4倍以上の額を貸付するものとする。

第4条 貸付対象

貸付けを受けることのできる者は、中小企業協同組合、協業組合、商工組合又は商店街振興組合等の法定組合とし、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 市内に主たる事務所を有する者

(2) 組合員の過半数が市内において事業を営む中小企業者をもって組織されている者

(3) 既に納期を経過した市税を完納している者

(4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの

第5条 貸付条件

貸付条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 資金の用途

組合の事業に必要な運転資金及び設備資金並びに組合員（中小企業者に限る）への転貸資金

(2) 貸付限度額

ア 一組合について次表のとおりとする。

組合員の人数	貸付限度額
所属する組合員が20人以上の組合	1億5,000万円以内
〃 10人以上20人未満の組合	1億円以内
〃 10人未満の組合	8,000万円以内

イ 市長が特別な事由があると認める組合についてはその必要額以内

(3) 貸付期間

取扱金融機関の定めによる。

(4) 貸付金利

1年以内 年1.625パーセント

1年超3年以内 年1.925パーセント

3年超 年2.125パーセント

(5) 返済方法

取扱金融機関の定めによる。

(6) 担保及び保証人

取扱金融機関の定めによる。

(7) 信用保証

保証協会の信用保証付きとする。

第6条 借入申込手続

資金の借入れ申込みは、取扱金融機関の定める様式による借入申込書に次号に定める必要書類を添え市を経由して、取扱金融機関に申し込むものとする。

(1) 添付書類

ア 法定組合であることを証する書面（登記事項証明書）

イ 組合員名簿

ウ 転貸先明細書（転貸資金の場合）

エ 市税の滞納がないことを証する書面

オ 第4条第4号であることを誓約する書面

第7条 貸付の実行

借入れの申込みを受けた取扱金融機関は、貸付けを適当と認めたときは、すみやかに貸付けの実行をするものとする。

第8条 損失補償

貸付けによって生ずる損失は、取扱金融機関の負担とし、市はその責めを負わない。

第9条 報告

取扱金融機関は、毎月末現在の貸付状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

第10条 融資決定の取消し

市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正手段により資金の融資を受けた場合

(2) 資金の融資決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(3) 第4条第4号に該当しないと認められた場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資決定を取り消した場合は、その旨を当該融資決定を受けた者に通知するものとする。

附 則

この要綱は平成13年6月18日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は平成14年9月11日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は平成17年9月12日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は平成21年3月23日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業振興資金貸付取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業振興資金貸付取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業振興資金貸付取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業振興資金貸付取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

別表第1（第3条関係）

株式会社商工組合中央金庫

新潟市制度融資貸付要綱の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、商業振興課が所管する制度融資貸付金（以下、「各貸付金」という）の取扱いに関して、各要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象となる制度融資)

第2条 この要領の対象とする各貸付金は、別表第1に定めるものとする。

(貸付対象者について)

第3条 中小企業特別融資における対象者について、「原則として1年以上継続して同一事業を営む者」とあるものについては、取扱金融機関の判断により、継続して同一事業を営む期間を6か月以上まで短縮することができるものとする。

(資金使途について)

第4条 資金使途については、当該資金が市内事業所において実施する事業のために使用されるものでなければならない。

(市税を完納していることの確認について)

第5条 各貸付金の申込時に提出する納税証明書（市制度用）について、申込時点で新潟市外に居住している等の理由により新潟市の納税証明書が発行されない場合は、申込者が居住する市町村から発行される納税証明書を提出するものとする。

2 法人であって、法人設立後間もないことにより新潟市の納税証明書が発行されない場合は、法人代表者の納税証明書を提出するものとする。

(返済方法について)

第6条 各貸付金の返済方法について、「原則として月賦」とあるものについては、据置期間の範囲内において、一括返済ができるものとする。

(条件変更について)

第7条 返済条件の変更（以下、「条件変更」という）は、金融機関及び信用保証協会が適当と認める場合に、次の各号に掲げるところにより行うことができる。

- (1) 条件変更を行うことができるものは、原則として、元金返済猶予、元金返済軽減、融資期間延長、据置期間延長、一部繰上返済とする。
 - (2) 元金返済猶予を行う場合は、猶予期間は1度の条件変更の申請につき原則として12か月以内とする。
 - (3) 融資期間延長に関して、地方産業育成資金については、要綱で定める期間の範囲内でのみ変更を行うことができるものとする。
- 2 条件変更を行った金融機関は、別記様式第1号による条件変更実施報告書に条件変更に係る意見書を添えて、市長に提出するものとする。

(利子補給について)

第8条 あんしん未来資金、中小企業開業資金において実施している利子補給の取扱いについては、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

新事業展開資金、あんしん未来資金、地方産業育成資金、一般融資、一般融資（障がい者雇用推進枠）、無担保無保証人融資、小規模企業振興資金、小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）、経営支援特別融資、中小企業資金繰り円滑化借換融資、中小企業開業資金、工場等新增設資金、設備近代化資金、省力化・省エネ化資金、中小企業振興資金、商店街等活性化対策資金
--

年 月 日

（宛先）新潟市長

取扱金融機関名
（担当者： ）

新潟市制度融資 条件変更実施報告書

新潟市制度融資について下記のとおり条件変更を行いましたので、意見書を添えて報告します。

記

融 資 内 容	住 所 (所在地)			
	商 号 (法人名)			
	氏 名 (代表者名)			
	制 度 名			
	貸 付 金 額	千円	融 資 残 高	円
	貸 付 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち据置 か月)		
変 更 内 容	変 更 内 容 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/> 元金返済猶予 <input type="checkbox"/> 元金返済軽減 <input type="checkbox"/> 融資期間延長 <input type="checkbox"/> 据置期間延長 <input type="checkbox"/> 一部繰上返済 <input type="checkbox"/> その他()		
	変 更 後 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち据置 か月)		
	返 済 方 法			
	備 考			

注1 取扱金融機関の意見書を添付して報告してください。

注2 地方産業育成資金は、要綱上の融資期間を超える変更はできません。

新潟市 経済部 商業振興課

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地
古町ルフル 5 階

電話 : 025-226-1629 FAX : 025-228-1611

E-mail : shogyo@city.niigata.lg.jp

新潟市制度融資の
ご案内

